

令和3年第9回紋別市農業委員会総会（第1日）

- 1 開会日時 令和3年3月26日
開会 午後1時38分

2 議事日程

- 日程第1 会期の決定
日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第3 報告第2号 農用地利用調整申出について
日程第4 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 出席委員（15名）

議長	千葉好弘君	職務代理	富永克治君
1番	平野道教君	2番	那須信利君
3番	砂原一夫君	5番	渡邊修君
6番	武田政一君	8番	壽見義忠君
13番	夏野善徳君	14番	柳澤路子君
15番	平石栄司君	16番	竹村勉君
17番	佐藤雅広君	18番	田中賢治君
19番	石田哲夫君		

4 欠席委員（4名）

4番	岩田博教君	7番	植田市子君
9番	長谷川保君	12番	木原闊治君

5 事務局出席職員

事務局長	内田誠君	庶務係長	吉野久寿君
農地係長	安部勝喜君	庶務係兼農地係	渡邊崇雅君

午後1時38分 開会

○議長（千葉好弘君） それでは、これより第9回紋別市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、15名であります。よって、開議の定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事録署名委員には、16番竹村委員、17番佐藤委員の両名を指名いたします。

ここで、事務局より諸般の報告を申し上げます。

事務局長。

○事務局長（内田誠君） 本日の欠席委員でございますが、岩田委員、植田委員、長谷川委員、木原委員より届け出がございます。

次に、本日の議事日程ですが、お手元に配付しております議事日程表のとおり日程第1から第5までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に日程第2、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により届出が2件ありましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。1番及び2番について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。

次に日程第3、報告第2号農用地利用調整申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） 報告第2号、農用地利用調整申出について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等の調整申出書の提出が14件ありましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

以上でございますが、詳細につきましては調整委員よりご説明がございます。

○議長（千葉好弘君） それでは、調整にあたっている調整委員より説明をお願いいたします。

1番及び7番について武田委員お願いします。

○6番（武田政一君） 継続でお願いします。

○議長（千葉好弘君） 1番、7番継続ということであります。ただいま武田委員より説明がありましたけれども、何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に2番及び3番、5番並びに12番及び13番について平野委員お願いします。

○1番（平野道教君） はい、2番の賃貸借になりますが、前回も使用されておりました●●●●さんでの賃貸借成立となっております。次に3番及び12番の賃貸借になりますが、借手が同じなため一括してご報告いたします。前回も使用されておりました●●●●さんでの賃貸借成立となっております。次に5番の賃貸借になりますが、こちらも前回使っておりました●●●●さんでの賃貸借成立となっております。次に13番の賃貸借になりますが、前回も使用されておりました●●●●さんでの賃貸借成立となっております。よろしくをお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま平野委員より説明がございましたが、2番及び3番、5番並びに12番、13番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に4番について竹村委員お願いします。

○16番（竹村 勉君） 継続でお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま竹村委員より継続ということで説明がございました。4番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に6番について柳澤委員お願いします。

○14番（柳澤路子君） 来月報告できると思いますので、継続でよろしくをお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま柳澤委員より説明がございましたけれども、6番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に8番及び14番について夏野委員お願いします。

○13番（夏野善徳君） 8番、14番とも継続でお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま夏野委員より継続ということで説明がございました。8番及び14番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に9番及び11番について那須委員お願いします。

○2番（那須信利君） 9番は継続でお願いいたします。11番は前回から借りている●●●●さんに決まりましたので、よろしくお願いたします。

○議長（千葉好弘君） ただいま那須委員より説明がありましたけれども、9番及び11番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に10番について砂原委員お願いします。

○3番（砂原一夫君） はい、継続でお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま砂原委員より説明がございました。10番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。

次に日程第4、議案第1号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本案の2番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、私が議事参与制限に該当いたします。

それでは、1番及び3番について事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは議案第1号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、紋別市より求められた3件の農用地利用集積計画について議決を求めるものでありますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

それでは、はじめに1番及び3番についてご説明いたします。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。1番及び3番について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。これより1番及び3番の2件を採決いたします。

お諮りいたします。

1番及び3番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に、2番について審議いたしますので、議長を交代いたします。富永代理をお願いします。

○会長職務代理（富永克治君） それでは、2番について庶務係長説明をお願いします。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは議案第1号の2番についてご説明いたします。

（総会議案に基づき朗読）

○会長職務代理（富永克治君） ただいま説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。2番について採決いたします。

お諮りいたします。

2番は原案どおり決定して、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

異議がないと認めましたので、よって原案のとおり決定いたします。

再び議長を会長に戻します。よろしくをお願いします。

○議長（千葉好弘君） 次に日程第5、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定による許可申請が7件提出されましたので、議決を求めるものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお資料は、総会資料の1ページから34ページまでとなっております。

（総会議案に基づき朗読）

以上でございますが、詳細につきましては渡邊主任よりご説明申し上げます。

○議長（千葉好弘君） 渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任（渡邊崇雅君） それではご説明いたします。

資料の1ページからとなります。こちらは前の借人でありました●●●●さんが離農するにあたり、その後を●●●●さんが賃借するものであります。2ページには対象地の地図、3ページには地番図を付けております。次に4ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと考えます。

続きまして、資料5ページからとなります。こちらは●●●●さんが離農するため、●●●●さんが賃借するものです。6ページには対象地の地図、7ページには地番図を付けております。次に8ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと考えます。

続きまして、資料9ページからとなります。●●●●さんの所有地を、●●●●さんが賃借するものであります。10ページには対象地の地図、11ページには地番図を付けております。次に12ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと考えます。

続きまして、資料13ページからとなります。●●●●さんの所有地を●●●●さんが賃借するものであります。14ページには対象地の地図、15ページに地番図を付けております。次に16ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと考えます。

続きまして、資料17ページからとなります。●●●●さんの所有地を、●●●●さんが賃借するものであります。18ページには対象地の地図、19ページに地番図を付けております。次に20ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと考えます。

続きまして、資料の21ページからとなります。こちらは●●●●さんが離農するため、●●●●さんが賃借するものであります。22ページには対象地の地図、23～24ページには地番図を付けております。次に25ページの調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査したところ、第2号の農地所有適格法人以外の法人に該当するため、不許可となってしまいます。しかし、農地法第3条第3項において、次にあげる要件の全てを満たす時は解除条件付きではありますが、第1項の許可をすることが出来るようになっており、下半分に書かれている漢数字の1～3の部分がこれにあたります。このことは資料の26～27ページに申請書の写しを付けておりますので、ご通覧願います。さらに農地法第3条第3項の規定により許可しようとする場合には、第4号の規定によりあらかじめ市町村

へ通知しなければならないとなっております事から通知し、結果、市長部局から意見が無かったことを申し添えます。以上の事を踏まえまして事務的には問題無いものと考えます。

続きまして、資料の28ページからとなります。こちらは10年ほど前になりますが平成22年8月30日の総会時でも出ている案件と同様のもので、道営事業で行っていた営農用水の配水管敷設工事が完了したことに伴い、オホーツク総合振興局長、いわゆる北海道より紋別市長へ区分地上権の譲与をするものであります。29ページには対象地の地図、30ページには●●●●さんの所有地の地番図、31ページには●●●●さんの所有地の地番図を付けております。ここでちょっと再確認の意味も込めまして区分地上権とは簡単に説明しますと、他人の土地の高さ何メートルから何メートルと区切った部分を使用できる権利であり、今回のケースで考えると1筆分ではありますが土地の全部事項証明書を資料の32ページに掲載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。太枠で囲っております部分の3行目に「範囲 東京湾平均海面の上 6.60mから5.30mの間」とある通り、1.3mの幅で北海道の地上権設定がされているという事になります。これだとわかりにくいですが、だいたい管路は地下凍結を考慮して地下1.5mぐらいの所に埋設されているのでそこを上下で挟み込んでいるといった感じでしょうか、その土地が削られたり盛られたりすると訳が分からなくなってしまうので、測量上の標高である東京湾平均海面の表示となっているようです。

あくまでも土地の所有者は●●●●さんで、その土地の一部分について北海道が物権として押さえているというイメージでとらえて頂ければ良いかと思っております。よって、地上部の農地に関しては古屋さんが従前どおり耕作しており何ら影響はありません。

以上の事をふまえて今回の申請ですが、北海道有土地改良財産の譲与に関する条例第3条に道有土地改良財産は、土地改良区、土地改良区連合、市町村その他知事の指定する者に譲与することができることあり、この施行規則の運用方針の中で、譲与しようとする土地改良財産のために地上権が設定されている場合であって、当該土地が農地法第2条に定める農地である場合には、当該財産の譲与にあわせて同法第3条に定める許可を受けるものとする、とある事から議決を求められているものであります。

嘸砕きますと、北海道で持っている土地改良財産は市町村に譲与できますよと、それが農地なら農業委員会の許可を貰えという事です。許可基準にあっては「農地法関係事務に係る処理基準」の中に区分地上権等の設定等の許可基準がありまして、権利の移転を認めても営農条件に支障を生ずることが無い事、並びに行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとする事から、先ほども申した通り地上部の耕作に関しては支障がなく同意書についても資料の33～34ページに添付しております通り確認がとれております事から、今回の区分地上権の譲与に関し問題無いものと考えます。

以上です

○議長（千葉好弘君） それでは担当委員より補足説明等があれば、ご発言願います。

賃借権の1番及び2番について、夏野委員何かございますか。

○13番（夏野善徳君） 1番、2番とも特に問題ありませんので、よろしく願います。

○議長（千葉好弘君） それでは1番及び2番について、質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に賃借権3番及び4番について、平石委員お願いします。

○15番(平石栄司君) ちょっと間違いがありまして、摘要の部分で地続きの土地と書いてありますが、地続きではありません。10年近く賃借していたということです。よろしくお願いします。

(「どっちなの」「間違いがあるの」と呼ぶ者あり)

4番はそのまんまです。4番は地続きになっていて、元鉄道用地だったところをそういうことです。

○議長(千葉好弘君) ただいま平石委員より説明がございました。3番及び4番についての質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に賃借権5番について、壽見委員お願いします。

○3番(壽見義忠君) 特に問題ないと思います。

○議長(千葉好弘君) それでは5番について、質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、解除条件付き賃借権の6番について、平野委員何かございますか。

○1番(平野道教君) はい、先ほど事務局からも説明があったように、離農による3条での許可申請となっております。よろしくお願いします。

○議長(千葉好弘君) それでは6番について、質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に譲渡の7番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより1番ないし7番の7件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1番ないし7番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

これで議案の審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第9回紋別市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時8分 閉会